

第百五十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

第一条 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「の各号」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業の実施に付随する業務に要する時間

第四条第二項中「については、」の下に「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て」を加える。

第五条第一項中「準常勤講師には次に掲げる休暇を、それ以外の時間講師には第一号に掲げる休暇を」を「時間講師には、次に掲げる休暇を、人事委員会の承認を得て」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 介護休暇（次項に規定するものを除く。）

第百五十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

四 介護時間

第五条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に、「準常勤講師」を「時間講師」に、「及び慶弔休暇」を「、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第六条第一項中「基礎報酬」を「時間を単位とし、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）第二条に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の報酬」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、報酬の支給方法その他必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第六条第三項及び第四項を削る。

第七条第一項中「準常勤講師が第五条第一項各号に掲げる年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）又は特別休暇を、それ以外の時間講師が同項第一号に掲げる年次有給休暇」を「第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）」に、「その勤務しない時間について、前条に定める報酬を支給しない」を「人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する」に改め、同条第二項中「かかわらず、」及び「場合は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加える。

第十条を次のように改める。

（休暇の付与）

第十条 第五条の規定は、日勤講師の休暇の付与について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

第十二条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条で準用する第五条第一項第一号」に改める。

第二条 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第二百二十三号）の一

部を次のように改正する。

第六条第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定を削る。

第二章中第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削り、同条第二項中「第六条第三項第一号」を「第六条第一項」に、「学校職員給与条例」を「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）」に改める。

第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定中「第六条第三項第一号」を「第六条第一項」に改める。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項の改正規定を除く。） 公布の日

二 第二条中第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項の改正規定 令和元年十二月十四日

（経過措置）

2 この条例による改正前の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第三条の規定に基づき、令和二年三月三十一日現在において準常勤講師に認定されている者のうち、同年四月一日以降時間講師に任用されるもの（人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものに限る。）については、同日から令和五年三月三十一日までの間、この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項第一号から第四号までに掲げる休暇のほか、改正前の条例第五条第一項第二号に掲げる病気休暇を、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準により付与するものとする。

3 時間講師が、前項に規定する病気休暇（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認さ

れた場合は、改正後の条例第七条第一項の規定にかかわらず、報酬を減額しない。

4 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、附則第二項の適用を受ける者における改正後の条例第七条第一項の規定の適用については、同項中「妊娠出産休暇、母子保健健診休暇」とあるのは、「母子保健健診休暇」と読み替えるものとする。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員として任用する時間講師の報酬に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。